お客様 各位



中国における模倣品訴訟に関するお知らせ

平素は IDEC 製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

お客様には格別のご高配を賜り、弊社製品を幅広くご愛用いただいておりますことを、ここに深く御 礼申し上げます。

さて、弊社製品につきましても、中国市場等において多数の模倣品が出回っている、という問題がご ざいます。

これらに対し弊社は、一貫して迅速な対応を行うとともに、積極的な権利行使を行って参りました。以下にその事例を紹介申し上げます。

弊社は、楽清市和泉電気有限公司(以下、「楽清和泉社」という)、及び上海爽澤機電設備有限公司(以下、「上海爽澤社」という)の二社が、弊社の非常停止用押しボタンスイッチXA、XWシリーズの模倣品を製造・販売し弊社の特許権を侵害したとして、製造・販売の差止めと損害賠償金の支払いを求めて、上記二社を上海市第一中級人民法院へ提訴致しました。

同裁判所は、2012 年 3 月 23 日に、被告の模倣品が弊社特許権を侵害していたとして、楽清和泉社に対して侵害製品の製造・販売・販売の申出の行為を差止めるとともに、人民元 10 万元の損害賠償金を支払うよう命じ、また、上海爽澤社に対して侵害製品の販売停止を命じる判決を下しました。

上記の判決に対し、被告の二社は二審裁判所への控訴を行いましたが、2012 年 7 月 20 日に二審裁判所の判決によって原判決が維持されました。

また、楽清和泉社は弊社の許可を得ないまま、同社が製造していたXA、XWシリーズの模倣品を含む押しボタンスイッチ製品に「idec」、「製品宣伝」、「和泉电气」という文字を使用するとともに、同社の製品宣伝冊子、価格表、ウェブサイトへも「和泉电气」という文字を使用して、弊社の商標権(「IDEC」、「「「DEC」及び「和泉电气」)を侵害しておりました。

加えて、楽清和泉社においては、同社の製品説明書へ弊社の会社名・ウェブサイト・住所等の情報を 無断で使用し、虚偽宣伝行為によって弊社に対する不正競争行為を行っておりました。

これらの商標権侵害・不正競争行為についても、楽清和泉社・上海爽澤社の二社を被告として上海市 閔行区人民法院へ提訴を行い、同裁判所は 2012 年 4 月 27 日、楽清和泉社に対して弊社商標権の侵害行 為、及び虚偽宣伝による不正競争行為を差し止めと、損害賠償金 12 万人民元の支払いを命じ、また、 上海爽澤社に対して侵害製品の販売行為による 2 万人民元の連帯賠償責任を命じる判決を下しました。

なお、同判決に対しても被告二社は二審裁判所へ控訴を行いましたが、2012 年 7 月 4 日、二審裁判所は費用未納による控訴を取下げ、と裁定しました。

以上の2つの判決確定による侵害行為の差止め及び賠償金の支払いにつきましては、弊社による裁判 所への強制執行申立を経て、2013年12月に、楽清和泉社によって全て履行されました。

これまで、弊社はさまざまな研究開発によって製品群を発売し、事業を展開してきました。こうした 長年の研究開発への投資によって蓄積した知的財産権も、弊社の重要な資産であると考えております。 弊社は今後も、お客様及び自身の利益を守るため、知的財産権侵害行為に対して必要な措置を行って ゆく所存です。

引き続き弊社製品をご愛用賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上